

新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律

(平成一六年三月三十一日法律第一二号)

一、提案理由(平成一六年三月一日・衆議院総務委員会)

○麻生国務大臣　ただいま議題となりました新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律は、新東京国際空港の周辺地域における公共施設その他の施設の計画的な整備を促進するために必要な国の財政上の特別措置を講ずることを目的として昭和四十五年三月に制定されたものでありますが、本年三月三十一日限りでその効力を失うこととなっております。

政府といたしましては空港周辺地域整備計画に基づく整備事業の推進に努めてきたところですが、諸般の事情により、一部の事業が法律の有効期限内に完了できない見込みであります。

このような状況にかんがみ、空港周辺地域における公共施設等の計画的な整備を促進するため、この法律の有効期限を延長し、引き続き、国の財政上の特別措置を講じていく必要があると考えております。

また、平成十六年四月一日から新東京国際空港の名称が成田国際空港に変更されるため、所要の改正を行う必要があります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

まず第一に、新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の有効期限を五年間延長し、平成二十一年三月三十一日までとすることといたしております。

第二に、新東京国際空港の名称が成田国際空港に変更されることに伴い、題名の改正等を行うことといたしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

二、衆議院総務委員長報告(平成一六年三月一八日)

○佐田玄一郎君　ただいま議題となりました新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、新東京国際空港周辺地域における道路、生活環境施設等の整備を促進するため、法律の有効期限を五年間延長するとともに、空港の名称変更に伴い、法律の題名の改正等を行おうとするものであります。

本案は、去る二月二十日本委員会に付託され、三月十一日麻生総務大臣から提案理由の説明を聴取した後、去る十六日に質疑を行い、採決の結果、全会一致をもって原案の

とおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院総務委員長報告（平成一六年三月二六日）

○景山俊太郎君　ただいま議題となりました四法案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

……………（略）……………

次に、新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案は、同法律の有効期限を延長するとともに、新東京国際空港の名称変更に伴い、所要の規定の整備を行おうとするものであります。

委員会におきましては、整備計画の今後の見通し、成田、羽田両空港の役割分担等について質疑が行われました。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。